



広島県報

定期
第35号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則……………(財政室) 二

告示

出納長の事務の一部委任……………(審査指導室) 二
収納代理金融機関の指定……………(") 二
ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示……………(文化・県民協働室) 二

(県法規登載)

狂犬病予防技術員の指定……………(食品衛生室) 二
生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会援護室) 三
生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更……………(") 三
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止……………(") 三
広島県中小企業支援資金貸付規則に基づく高度化事業に係る貸付金の償還金の徴収事務の委託……………(商工金融室) 四

公告

特定非営利活動法人の認証申請……………(文化・県民協働室) 四
肥料の登録事項の変更……………(食品流通安全室) 四
肥料の登録……………(") 四
肥料の登録の有効期間の更新……………(") 五
肥料の登録の失効……………(") 六
土地改良区の定款変更の認可……………(尾三地域事務所) 六
"……………(福山地域事務所) 六

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告……………七
不在者投票のできる施設の内容の変更……………七
公安委員会告示……………七

遊技機の型式の検定の告示……………七
指定講習機関の名称及び代表者の変更の公示……………八
運転免許取得者教育の認定を受けた者の名称及び代表者の変更の公示……………八

公安委員会公告……………八
教習指導員審査(普通)の実施……………八
監査委員公表……………八

四月例月出納検査の結果……………九

収用委員会公告……………九
土地収用法施行令の規定による公示送達(二件)……………九

正誤

平成十七年九月八日付け広島県報(定期)第六十七号中……………(道路河川管理室) 一〇
広島県告示第千三十八号の訂正……………(") 一〇
平成十七年九月八日付け広島県報(定期)第六十七号中……………(") 一〇
広島県告示第千三十九号の訂正……………(") 一〇

公布された規則のあらまし

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(規則第五十号)(財政室)

- 一 改正の要旨
道路交通法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。
- 二 施行期日
平成十八年六月一日

規則

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第五十号

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に徴収する負担金の額を定める規則(昭和六十一年広島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第二項、第六項又は第八項」を「第五十一条第二項、第三項又は第五項」に、「第五十一条第十八項」を「第五十一条第十五項」に改める。

第二条中「第五十一条第九項」を「第五十一条第六項」に改める。

附則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

告示

広島県告示第五百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部を委任させた。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤田雄山

| | | |
|--------------------------------|---|-----------|
| 出納長の事務の一部の委任を受けた出納員 | 委任した事務 | 委任した年月日 |
| 広島県立総合技術高等学校に所属する次の職員 城平 孝司 | 一 当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。) | 平成十八年四月二日 |

広島県告示第五百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第四項の規定によって、平成十八年五月一日次のように広島県収納代理金融機関を指定した。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤田雄山

一 名称及び事務取扱店舗

名称

事務取扱店舗

日本郵政公社

全国の郵便局及び東京貯金事務センター

二 取扱事務の範囲

次に掲げるものの県の歳入金及び歳入歳出外現金に属する現金の収納に関する事務(払込用紙は公金指定様式(公)を使用したもの)

1 自動車税

2 放置違反金

三 取扱いの開始年月日

平成十八年五月一日

広島県告示第五百五十四号

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤田雄山

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱(平成二年広島県告示第八百三三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「市町村」を「市町」に改める。

第六条第三項中「市町村の」を「市町の」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同条第四項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第九条第二項及び第十三条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第十四条第一号中「市町村」を「市町」に改める。

第十五条中「環境生活部長」を「県民生活部長」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

広島県告示第五百五十五号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六条第二項の規定による狂犬病予防

技術員として、次の者を指定した。
平成十八年五月十五日

| 指定番号 | 氏名 | 住居 | 所在地 | 指定年月日 |
|------|-------|----------------------|-----|------------|
| 第十号 | 濱中 一光 | 広島市安佐南区東野一丁目一三番十号五〇二 | 田雄山 | 平成十八年五月十五日 |
| 第十一号 | 埜 博文 | 三原市本郷町下北方六三六番地 | 田雄山 | 平成十八年五月十五日 |
| 第十二号 | 三好 絵里 | 竹原市塩町四丁目九番地一〇三 | 田雄山 | 平成十八年五月十五日 |
| 第十三号 | 水本 智久 | 竹原市塩町四丁目九番地一〇五 | 田雄山 | 平成十八年五月十五日 |

広島県告示第五百五十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成十八年五月十五日

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|-------------------|------------|
| 医療法人社団 スマイル クレア焼山クリニック | 呉市神山三丁目三三 | 平成十八年五月十五日 |
| 弘田内科クリニック | 尾道市栗原西二一三 | 平成十八年五月十五日 |
| こさこ皮ふ科クリニック | 三次市十日市東四丁目一三〇 | 平成十八年五月十五日 |
| 河本内科胃腸科クリニック | 庄原市板橋町一六四四 | 平成十八年五月十五日 |
| しげの整形外科スポーツクリニック | 廿日市市阿品三丁目一六 | 平成十八年五月十五日 |
| はまもと皮ふ科 | 安芸郡熊野町二七〇二一 | 平成十八年五月十五日 |
| 大崎上島町耳鼻咽喉科診療所 | 豊田郡大崎上島町東野六六二五番地一 | 平成十八年五月十五日 |
| 穂山歯科医院 | 東広島市高屋町大字小谷三五二八三 | 平成十八年五月十五日 |
| 幸城薬局南隠渡店 | 呉市音戸町南隠渡一一九四 | 平成十八年五月十五日 |
| 天応南薬局 | 呉市天応南町一九三四一 | 平成十八年五月十五日 |
| にこぴん薬局 | 府中市高木町四〇七六 | 平成十八年五月十五日 |

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|------------------------|------------|
| すみれ薬局 | 府中市元町四五〇一七 | 平成十八年五月十五日 |
| つくし薬局 | 三次市四拾貫町九一 | 平成十八年五月十五日 |
| もみじ薬局 | 戸河内店 山県郡安芸太田町大字戸河内八一三七 | 平成十八年五月十五日 |

広島県告示第五百五十七号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。
平成十八年五月十五日

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----------------|----------------|------------|
| 因島医師会病院 | 尾道市因島中庄町一九六二番地 | 平成十八年五月十五日 |
| 因島医師会訪問看護ステーション | 尾道市因島中庄町一九六二番地 | 平成十八年五月十五日 |

広島県告示第五百五十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。
平成十八年五月十五日

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------------|------------|
| 松垣肛門科医院 | 呉市広中新聞二一一二五 | 平成十八年五月十五日 |
| 城町皮膚科クリニック | 三原市城町一丁目二二〇沖本ビル一階 | 平成十八年五月十五日 |
| 細谷眼科 | 尾道市三軒家町六一九福島ビル一階 | 平成十八年五月十五日 |
| 弘田内科クリニック | 尾道市栗原西二丁目三一 | 平成十八年五月十五日 |

しげの整形外科スポーツ
クリニックス 廿日市市阿品三丁目一六
平成一八・三・三一

井上一誠堂薬局 本庄店 呉市焼山北三丁目一六
平成一八・三・三一

広島県告示第五百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定によつて、広島県中小企業支援資金貸付規則(昭和三十三年広島県規則第六十八号)に基づき高度化事業に係る貸付金の償還金の徴収事務を次のとおり委託した。
平成十八年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 委託を受けた者

- 1 名称 日立キャピタル債権回収株式会社
 - 2 住所 東京都港区新橋五丁目二十二番十号
- 二 委託期間 平成十八年五月十日から平成十九年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によつて、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | | |
|--------------|--------|------------------|--|-----------|
| 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 | 申請のあつた年月日 |
| 特定非営利活動法人自然 | 栗原 稔 | 広島県府中市高木町二五七番地の一 | この法人は、障害者(主にアルコール依存症者)の社会復帰居住支援、介護支援、生活支援に関する福祉事業を行い、豊かな地域社会をつくっていくことを目的とする。 | 平成一八年五月一日 |

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第四項の規定によつて、次の肥料の登録事項を変更した。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 登録番号 | 変更のあつた登録事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|------------|-----------------------------|----------------------------|-----------|
| 広島県第一二三〇号 | 住所 | 広島県比婆郡東城町大字帝釈宇山五一二番地の二 | 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二 | 平成一七年七月一日 |
| 広島県第一二二二号 | 住所 | 広島県比婆郡東城町大字帝釈宇山五一二番地の二 | 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二 | 平成一七年七月一日 |
| 広島県第一一三三三号 | 住所 | 広島県比婆郡東城町大字帝釈宇山五一二番地の二 | 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二 | 平成一七年七月一日 |
| 広島県第一一四〇号 | 住所 | 広島県比婆郡東城町大字帝釈宇山五一二番地の二 | 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二 | 平成一七年七月一日 |
| 広島県第一一四二二号 | 住所 | 広島県比婆郡東城町大字帝釈宇山五一二番地の二 | 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二 | 平成一七年七月一日 |
| 広島県第一二二六号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一二一九号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一一四五号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一一四六号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一一四七号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一一四八号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一一四九号 | 代表者の氏名 | 香川洋之助 | 木戸慶治 | 平成一七年八月一日 |
| 広島県第一一九号 | 代表者の氏名 | 加藤弥太郎 広島県佐伯郡大野町大國二丁目一番三号 | 伊藤ひとみ 広島県廿日市市桜尾本町一四番二二号 | 平成一八年二月三日 |

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定によつて、次の肥料を登録した。

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定によって、次の肥料の登録は失効した。

平成十八年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | | | | |
|------------------|-----------------|---------------|---------------------------|--|--|-------------------------|
| 登録番号 広島県第一三九号 | 肥料の種類 副産石灰肥料 | 肥料の名称 健康石灰 | 保証成分量(%) アルカリ分 四五・〇 | その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 生産業者の氏名又は名称及び住所 エーザイ生科研株式会社 東京都文京区本郷四丁目八番一三号 | 年 月 日 平成一七年 一〇月四日 |
| 広島県第一一五号 | 副産石灰肥料 | うらべ粒状副産石灰肥料 | アルカリ分 四七・〇 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号 | 平成一八年 二月一日 |

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定によって、三原市大和町神田土地改良区の定款変更を平成十八年五月一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年五月十五日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定によって、神石高原町三和土地改良区の定款変更を平成十八年四月二十八日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年五月十五日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成十八年五月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 平成十五年広島県選挙管理委員会告示第六十三号別冊(政治団体の収支報告書の要旨(平成十四年分)中、平成十五年四月一日提出の「呉市医師連盟」の平成十四年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

| 政治団体の名称 | 訂正前 | 訂正後 | 訂正願受理年月日 |
|---------|---|---|----------------|
| 呉市医師連盟 | 収入・支出の総額 収入総額 4,107,580円 (前年からの繰越額) 1,412,357円 翌年への繰越額 2,495,915円 | 収入・支出の総額 収入総額 4,879,113円 (前年からの繰越額) 2,183,890円 翌年への繰越額 3,267,448円 | 平成一八年 四月一八日 |

二 平成十六年広島県選挙管理委員会告示第八十二号別冊(政治団体の収支報告書の要旨(平成十五年分)中、平成十六年三月九日提出の「呉市医師連盟」の平成十五年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

| 政治団体の名称 | 訂正前 | 訂正後 | 訂正願受理年月日 |
|---------|---|---|----------------|
| 呉市医師連盟 | 収入・支出の総額 収入総額 5,321,987円 (前年からの繰越額) 2,495,915円 翌年への繰越額 1,972,456円 | 収入・支出の総額 収入総額 6,093,520円 (前年からの繰越額) 3,267,448円 翌年への繰越額 2,743,989円 | 平成一八年 四月一八日 |

三 平成十七年広島県選挙管理委員会告示第十九号別冊(政治団体の収支報告書の要旨(平成十六年分)中、平成十七年一月十三日提出の「呉市医師連盟」の平成十六年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

| 政治団体の名称 | 記 号 | 種 別 | 前 年 | 後 年 | 訂正額(千円) |
|------------------|------|------------|---------------------|-----------------------|---------|
| 民主同盟 収入・支出の総額 | 収入総額 | (前年からの繰越額) | 4,635,507円 | 5,407,040円 | 千七百三十三円 |
| | | | 1,972,456円 | 2,743,989円 | 千七百三十三円 |
| | | | 翌年への繰越額 928,370円 | 翌年への繰越額 1,699,903円 | |

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票の出来る施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十八年五月十五日

広島県選挙管理委員会告示 種 本 宗 係

| 指 定 | 施 設 | 変更事項 | 変 更 | 後 |
|-----|----------|-----------------|---------|---|
| 種 類 | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | |
| 病 院 | 因島市因島谷病院 | 尾道市因島中庄町一九六二一番地 | 因島因島谷病院 | |

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第35号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年5月15日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

| 検 定 番 号 | 検定の有効期間 | 遊技機の種類 | 型 式 名 | 申 請 者 名 (住所) | 製 造 業 者 名 (住所) |
|---------|-----------------------|---------|---------------|--|----------------|
| 6P0172 | 告示の日(平成18年5月15日)から3年間 | ぱちんこ遊技機 | CRサンダーパーク | 株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 大阪府大阪市中央区本町一丁目1番4号) | 左 同 |
| 6P0139 | 同 上 | 同 上 | CRサンケンZ | 同 上 | 左 同 |
| 6P0096 | 同 上 | 同 上 | CR中森明菜・歌姫伝説AX | 株式会社大一商会 市原 高明 代表取締役 古原市中村区(愛知県名古屋22番地) 職付町一丁目22番地) | 左 同 |
| 6P0142 | 同 上 | 同 上 | CR中森明菜・歌姫伝説CX | 同 上 | 左 同 |
| 6P0180 | 同 上 | 同 上 | CR中森明菜・歌姫伝説DX | 同 上 | 左 同 |
| 6P0113 | 同 上 | 同 上 | CR中森明菜・歌姫伝説BX | 同 上 | 左 同 |
| 6S0030 | 同 上 | 同 上 | パーフル 2 | 株式会社ジーイーエス 総務部 征四郎 代表取締役 大阪府福島区福島六丁目4番10号(エーストビル) | 左 同 |
| 6P0052 | 同 上 | ぱちんこ遊技機 | CR解体屋ゲソZ | 興村遊技機株式会社 興村 昌美 代表取締役 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号) | 左 同 |
| 6P0105 | 同 上 | 同 上 | CR解体屋ゲソX | 同 上 | 左 同 |
| 6P0068 | 同 上 | 同 上 | CR解体屋ゲソY | 同 上 | 左 同 |
| 6P0107 | 同 上 | 同 上 | CR解体屋ゲソW | 同 上 | 左 同 |

広島県公安委員会告示第36号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関である株式会社久留島モータリゼーションから次のとおり名称及び代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年5月15日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 変更の内容

(1) 名称

新名称 有限会社カルチ ャーライン

旧名称 株式会社久留島モータリゼーション

(2) 代表者

新代表者 榎 府 由美子

旧代表者 久留島 重 美

2 変更年月日

平成18年4月1日

(照 復) 課 帳 出 収 印

広島県公安委員会告示第37号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社久留島モータリゼーションから次のとおり名称及び代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年5月15日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 変更の内容

(1) 名称

新名称 有限会社カルチ ャーライン

旧名称 株式会社久留島モータリゼーション

(2) 代表者

新代表者 榎 府 由美子

旧代表者 久留島 重 美

2 変更年月日

平成18年4月1日

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月15日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 審査の種類

教習指導員審査（普通）

2 審査の期日

平成18年6月16日

3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター

4 審査対象者

道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者

5 審査の方法

規則第12条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

(1) 申請に必要な書類

ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）

イ 教習指導員等審査手数料計算表

ウ 自動車運転免許証の写し

エ 履歴書

オ 運転記録証明書

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課長

(3) 申請書等の提出期限

平成18年6月9日

監査委員公表

平成十八年四月二十五日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。

平成十八年五月十五日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 |
| 坪 | 田 | 高 | 同 |
| 川 | 辺 | 橋 | 同 |
| 禮 | 直 | 義 | 同 |
| 巳 | 史 | 則 | 同 |
| | 章 | 則 | 同 |

収用委員会公告

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年五月十五日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者
濱崎高夫 広島市南区向洋大原町三九番一二四号
- 二 送達すべき書類の名称
広島圏都市計画画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三一五号駅前大州線及び三・三・〇一四号大州橋青崎線に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書
- 三 土地等の表示

| 所在地 | 地番 | 地目 | 公簿 | 現況 | 公簿簿面 | 実測 | 積算 | 収用する土地の面積 |
|------------|-----------------------------------|----|----|----|-----------------------|------|----|---|
| 広島市南区仁保四丁目 | 不明 ただし 九六二番一 又は 九六三番一 | 宅地 | 宅地 | 宅地 | 一 二 三 三 四 | 〇・五一 | | 一 二 四 ・ 九 五 四 三 ・ 八 〇 |

| | | | | | |
|--------------------------------------|----|----|-----------------------|------------------|------------------|
| 不明 ただし 九四〇番 又は 九四一 番一 | 宅地 | 宅地 | 一 三 ・ 二 二 | 八 ・ 〇 五 | 八 ・ 八 五 |
|--------------------------------------|----|----|-----------------------|------------------|------------------|

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年五月二二日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年五月十五日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者
山中幸一 相続人
雨田 武 宮崎県児湯郡都農町大字川北五六二番地一〇
- 二 送達すべき書類の名称
一般国道四三二号改築工事(川北バイパス(広島県庄原市川北町字下市場地内から同市川北町字上市場地内まで))に係る土地収用事件の裁決書
- 三 土地等の表示

| 所在地 | 地番 | 地目 | 公簿 | 現況 | 公簿簿面 | 実測 | 積算 | 収用する土地の面積 |
|------------|-------|----|----|----|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 庄原市川北町字上市場 | 四三三番三 | 田 | 田 | 田 | 五 一 九 | 五 一 九 ・ 八 三 | 五 一 九 ・ 八 三 | 五 一 九 ・ 八 三 |

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年五月二二日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。

正

誤

平成十七年九月八日付け広島県報 (定期) 第六十七号に登載の広島県告示第千三十八号 (道路の区域変更) の表の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

| | | | | | |
|---|-----|---|--------|--------|---------|
| 三 | ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| | 下 | | 「区間」の二 | 入野字神田岡 | 上河内字虚空崎 |

平成十七年九月八日付け広島県報 (定期) 第六十七号に登載の広島県告示第千三十九号 (道路の供用開始) の表の一部を次のように訂正する。

土木部土木整備局道路河川管理室長

| | | | | | |
|---|-----|---|---------------|-------|---------|
| 四 | ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| | 上 | | 「供用開始の区間」の欄の二 | 入野字寺迫 | 上河内字真城山 |

4月例月出納検査の結果

平成18年4月25日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年3月31日現在における平成17年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 本 月 分 | | 累 計 | | 収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 (累 計) |
|---------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|---------------------------------------|
| | | 収 入 済 額 | 支 出 済 額 | 収 入 済 額 | 支 出 済 額 | |
| 一 般 会 計 | 1,039,869,712,950 | 126,263,421,013 | 114,680,872,322 | 900,684,870,183 | 804,798,913,334 | 95,885,956,849 |
| 特 別 会 計 | 215,982,645,000 | 17,722,200,171 | 73,921,962,922 | 128,848,750,679 | 177,742,820,655 | 48,894,069,976 |
| 合 計 | 1,255,852,357,950 | 143,985,621,184 | 188,602,835,244 | 1,029,533,620,862 | 982,541,733,989 | 46,991,886,873 |

(2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

| 前 月 末 保 管 額 | 本 月 受 額 | 本 月 払 額 | 本 月 末 保 管 額 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 3,558,432,061 | 1,845,232,827 | 1,294,757,986 | 4,108,906,902 |

(3) 基金

(単位：円)

| 前 月 末 現 在 額 | 本 月 受 額 | 本 月 払 額 | 本 月 末 現 在 額 |
|-----------------|-------------|---------------|-----------------|
| 141,134,979,490 | 563,057,869 | 4,503,487,000 | 137,194,550,359 |

2 公営企業会計

平成18年3月31日現在における平成17年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

| 区 分 | 前 月 からの 繰 越 額 (A) | 本 月 分 | | 累 計 | | 翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C) |
|----------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| | | 収 入 額 (B) | 支 出 額 (C) | 収 入 額 | 支 出 額 | |
| 病 院 事 業 会 計 | 336,500,125 | 5,039,408,671 | 5,234,596,696 | 36,107,025,499 | 36,113,280,529 | 141,312,100 |
| 工 業 用 水 道 事 業 会 計 | 4,257,852,838 | 422,382,352 | 1,264,622,429 | 3,157,396,248 | 4,792,475,506 | 3,415,612,761 |
| 土 地 造 成 事 業 会 計 | 6,632,331,427 | 4,696,151,830 | 6,874,480,960 | 12,974,046,002 | 13,393,378,517 | 4,454,002,297 |
| 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 | 11,811,575,311 | 4,172,766,941 | 8,682,520,410 | 26,629,826,723 | 30,743,004,919 | 7,301,821,842 |
| 企 業 局 計 (現公営企業部計) | 22,701,759,576 | 9,291,301,123 | 16,821,623,799 | 42,761,268,973 | 48,928,858,942 | 15,171,436,900 |
| 合 計 | 23,038,259,701 | 14,330,709,794 | 22,056,220,495 | 78,868,294,472 | 85,042,139,471 | 15,312,749,000 |